

○長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する規則

平成31年3月29日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「命令」という。）及び長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和5年長崎市条例第43号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(令5規則75・一部改正)

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(令5規則75・一部改正)

(職員の資格)

第3条 条例第3条第2項に規定する市長が別に定める要件は、幼稚園の教諭の普通免許状又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に規定する保育士の資格のいずれかを有していることとする。

(令5規則75・一部改正)

(施設設備)

第4条 条例第5条ただし書に規定する市長が別に定める要件は、次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(令5規則75・一部改正)

(認定の申請書)

第5条 法第4条第1項に規定する申請書は、認定こども園認定申請書（第1号様式）とする。

2 市長は、法第3条第1項又は第3項の規定により認定こども園の認定をしたときは、当該認定に係る申請をした者に認定こども園認定書（第2号様式）を交付するものとする。

(令5規則75・旧第8条繰上・一部改正)

(認定の取消通知書)

第6条 市長は、法第7条第1項の規定により認定こども園の認定を取り消したときは、当該認定こども園の設置者に対し、認定こども園認定取消通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(令5規則75・旧第9条繰上・一部改正)

(認定こども園の廃止届出)

第7条 法第16条の規定による廃止の届出は、認定こども園廃止届出書（第4号様式）によるものとする。

(令5規則75・旧第10条繰上)

(変更の届出書)

第8条 法第29条第1項の規定による変更の届出は、認定こども園変更届出書（第5号様式）によるものとする。

(令5規則75・旧第11条繰上)

(運営の状況に関する報告書)

第9条 命令第29条に規定する報告書は、認定こども園運営状況報告書（第6号様式）とする。

2 命令第29条の規定による市長の定める日は、毎年5月末日とする。

(令5規則75・旧第12条繰上・一部改正)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(令5規則75・旧第13条繰上)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第37号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月31日規則第35号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年10月 6 日規則第75号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第 1 号様式(第 5 条関係)

年 月 日

認定こども園認定申請書

(あて先) 長崎市長

設置者 住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項の認定を受けたいので、同法第 4 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
認定こども園の長の氏名	
認定こども園の類型	幼稚園型 ・ 保育所型 ・ 地方裁量型 (該当するものに○)
事業開始予定年月日	
認定こども園を構成する施設	(名 称) (所 在 地) (種 類) 幼稚園 ・ 保育所 (該当するものに○) (経営主体) (認可定員) 人
	(名 称) (所 在 地) (種 類) 保育機能施設 (経営主体) (届出定員) 人
利用定員	保育を必要とする子ども (満 3 歳未満) 人
	保育を必要とする子ども (満 3 歳以上) 人
	保育を必要とする子ども以外の子ども (満 3 歳以上) 人
	合 計 人
教育又は保育の目標及び主な内容	1 教育及び保育の目標や理念 (欄が不足する場合は別紙に記載)
	2 教育及び保育のねらい及び内容 (欄が不足する場合は別紙に記載)
子育て支援事業の内容	

第 2 号様式(第 5 条関係)

第 号

年 月 日

認定こども園認定書

設置者 住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)

長崎市長 印

年 月 日付けで申請のあった認定こども園の設置については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進の提供に関する法律第 3 条第 項の規定により次のとおり認定します。

認定こども園の名称			
認定こども園の所在地			
認定こども園の長の氏名			
認定こども園の類型			
事業開始年月日			
認定こども園を構成する施設	(名 称) (所 在 地) (種 類) (経営主体)		
	(名 称) (所 在 地) (種 類) (経営主体)		
利 用 定 員	保育を必要とする子ども 人	満 3 歳未 満	人
		満 3 歳以上	人
	上記以外の子ども 人	満 3 歳以上	人
	合 計		人

第3号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

認定こども園認定取消通知書

設置者 住 所
氏 名

(法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)

長崎市長 印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進の提供に関する法律第7条第1項第 号により認定こども園の認定を取り消したので、次のとおり通知する。

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
認定こども園の長の氏名	
認定こども園の類型	
認定取消年月日	
認定こども園を構成する施設	(名 称) (所 在 地) (種 類) (経営主体)
	(名 称) (所 在 地) (種 類) (経営主体)
認定取消理由	

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

認定こども園廃止届出書

(あて先) 長崎市長

設置者 住 所
氏 名

(法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
認定こども園の長の氏名	
認定こども園の類型	幼稚園型 ・ 保育所型 ・ 地方裁量型 (該当するものに○)
廃止の期日	
廃止の理由	
現に施設に入園している者に対する措置	

第5号様式(第8条関係)

年 月 日

認定こども園変更届出書

(あて先) 長崎市長

設置者 住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)

年 月 日 第 号で認定を受けた事項について、次のとおり変更しますので、届け出ます。

認定こども園の 名称及び所在地	名 称		
	所 在 地		
変 更 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			
備 考			

第6号様式(第9条関係)

年 月 日

認定こども園運営状況報告書

(あて先) 長崎市長

設置者 住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第
項の認定を受けた施設について、同法第30条第1項の規定により、運営の状況につ
いて次のとおり報告します。

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
認定こども園の長の氏名		
認定こども園の類型	幼稚園型 ・ 保育所型 ・ 地方裁量型 (該当するものに○)	
認定こども園を 構成する施設	(名 称) (所 在 地) (種 類) 幼稚園 ・ 保育所 (該当するものに○) (経営主体)	
	(名 称) (所 在 地) (種 類) 保育機能施設 (経営主体)	
報告日前日において 保育をしている 子ども数 (月 日) (実員/定員)	(1号認定子ども) 保育を必要とする子ども以外の子ども(満3歳以上)	人 / 人
	(2号認定子ども) 保育を必要とする子ども(満3歳以上)	人 / 人
	(3号認定子ども) 保育を必要とする子ども(満3歳未満)	人 / 人
	合 計	人 / 人
教育又は保育の 目標及び主な内容	1 教育及び保育の目標や理念(欄が不足する場合は別紙に記載)	
	2 教育及び保育のねらいや内容(欄が不足する場合は別紙に記載)	

	<p>3 開園日数・開園時間 教育週数 年間 週 開園時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日 : ~ : (教育時間 : ~ :) ・土曜日 : ~ : (教育時間 : ~ :) ・その他 : ~ : (教育時間 : ~ :) <p>休園日 毎週 曜日、 月 日～ 月 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする子ども以外の子どもに対する長期休業 <p style="text-align: right;">月 日～ 月 日 月 日～ 月 日 月 日～ 月 日</p>
子育て支援事業の 内 容	

第1号様式（第5条関係）

（令3規則37・令5規則75・一部改正）

第2号様式（第5条関係）

（令5規則75・一部改正）

第3号様式（第6条関係）

（令5規則75・一部改正）

第4号様式（第7条関係）

（令3規則37・令5規則75・一部改正）

第5号様式（第8条関係）

（令3規則37・令5規則75・一部改正）

第6号様式（第9条関係）

（令3規則37・令5規則75・一部改正）